

阪南市地域交流館（共用会議室及び体育施設を除く）を使用されるみなさまへ

阪南市地域交流館（共用会議室及び体育施設を除く）の使用上のお願いと制限について

- ・ 地域交流館敷地内の使用を希望するときは前日までに使用許可申請を受けてください。貸館利用の状況や管理上の理由でお断りすることもありますのでご了承ください。
- ・ 変更・キャンセルは前日までにご連絡ください。当日の天候等により急きょ中止となった場合も、当日の使用開始時刻までに必ずご連絡ください。
- ・ 使用時には、使用許可書の写しを必ず受付に提示し、使用を開始することをお知らせくださいまた、終了後にも必ず受付にお声かけください。
- ・ 使用場所の後片づけ（清掃等）は、使用したみなさまが行ってください。
- ・ ゴミは各自でお持ち帰りください。
- ・ 当館の所属品に破損や滅失が生じた際はすみやかにお知らせください。
- ・ 使用中の事故（当館の責任による場合を除く）や物品の管理などについては責任を負いかねます。
- ・ 当館の敷地内は、禁煙です。
- ・ 飲食を伴う場合はご相談ください。なお、アルコールの持ち込みは一切禁止です。
- ・ 使用時間は厳守してください。
- ・ 駐車スペースが限られているので、なるべくマイカーでの来館はご遠慮ください。
- ・ その他わからないことは、社会福祉協議会職員におたずねください。
- ・ 次の各号のいずれかに該当するときは、地域交流館の敷地内のいずれの場所も利用できません。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (2) 建物又は附属設備を破損するおそれがあるとき。
 - (3) 営利を目的として使用すると認めるとき。
 - (4) 管理上支障があるとき。
 - (5) その他社会福祉協議会が不相当と認めるとき。
- ・ 使用の許可を受けた後でも、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取消し、又はその使用を中止していただきます。
 - (1) 前条各号に該当する事由が発生したとき。
 - (2) 緊急やむを得ない事情により公用等でその場所を使用する必要があるとき。
- ・ 使用者は、許可を受けた目的以外に使用したり、使用の権利を他に譲渡することはできません。